

議 事 録

| | | | |
|----------|---|------|------|
| 会 議 名 | 平成24年 第8回 寒川町農業委員会 定例総会 | | |
| 開催日時 | 平成24年8月27日(月)午後1時30分から | 開催形態 | 公 開 |
| 開催場所 | 寒川町役場3階 議会第2会議室 | | |
| 出席委員 | 会長：8番 金子保男 会長職務代理：6番 脇 文亮 委員：1番 栗田 務 2番 石塚雄司 3番 楠谷 稔 4番 石黒 明 5番 藤井 彰 7番 木村長茂 | | 合計8名 |
| 欠席委員 | なし | | |
| 農業委員会事務局 | 事務局長：中嶋利弥 副主幹：原田健伸 主任主事：原田智香 | | |
| 議 事 | 日程 第1 農地法第3条の規定による許可申請 日程 第2 農地法第5条の規定による許可申請 日程 第3 非農地証明願 日程 第4 農地造成工事施工承認願 日程 第5 農地法第3条の3第1項の規定による届出 日程 第6 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 日程 第7 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 | | |
| 会議の概要 | <p>会 長：ただ今から、平成24年第8回定例総会を開会いたします。 欠席委員はおりません。全員出席で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事録署名人に、5番藤井委員と6番脇委員を指名いたします。</p> <p>会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。 初めに、日程第1、農地法第3条の規定による許可申請について、議案番号23号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号23号を朗読) 当案件は、譲受人が規模拡大をしたいということで譲渡人から所有権を移転するものです。譲受人の耕作状況については、譲渡人も含めた世帯4人で農業に常時従事しており、トラクター等の大型機械も所有し、水稻のほか、キャベツ、ネギ等の露地野菜を栽培しております。申請地までの通作距離は約1600mで、徒歩でも約20分の所にあります。また、寒川町農業委員会が定める下限面積である30アールを超えており、今回の権利の設定による周辺農地への影響はありません。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可条件の全てを満たしていると考えられます。</p> <p>会 長：続いて、地区担当の楠谷委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>3 番：先週、事務局と現地を見に行きました。この時期は作付けがされていないようで、少し草が出ていましたが、管理はされている状況でした。</p> <p>会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号23号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> | | |

会 長：では全員賛成ですので、議案番号23号は原案のとおり許可証を交付することに決定いたします。

次に、日程第2、農地法第5条の規定による許可申請について、議案番号24号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号24号を朗読)

当案件は、譲渡人から娘夫婦への分家住宅としての転用です。当該地は、位置図にありますとおり、シルバー人材センターのある寒川町ふれあいセンターより2ブロック北の車輛置場西に接する市街化調整区域内農地です。住宅予定地の南北は畑ですが譲渡人の土地で、畑に影響の無いようにブロック積みをするとのこと。

なお、農地法に基づく農地転用許可の判断となる立地基準としては、市街化区域から連たんしていることから、第3種農地にあたり、問題はないと考えます。

会 長：続いて、地区担当の脇委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

6 番：現地を見に行きまして、東側は駐車場、西側は道路を隔てて住宅があり、自分の農地の中に土地を切って出すということになっております。その点では問題はありません。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号24号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号24号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。

次に、日程第3、非農地証明願について、議案番号25号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号25号を朗読)

当該地は、位置図にありますとおり、田端地域集会所の南にある申請者の自宅敷地で、昭和18年から自宅として、その他物置や附属家屋等を建て、何度か改築や増築をしているとのこと。なお、当該地の立地基準は、市街化区域から連たんしていることから、第3種農地にあたります。

現地には、8月21日に地区担当の楠谷委員と、翌日22日に金子会長と共に調査に行っております。

会 長：続いて、地区担当の楠谷委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

3 番：先週、事務局と現地を見に行きました。私が子どもの頃から、牛舎があって、母屋があって、年数にしても60何年か前から建っておりましたので地目が畑だったことに驚いております。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号25号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号25号は原案のとおり非農地証明書を交付することに決定いたします。

続いて、議案番号26号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号26号を朗読)

当該地は、位置図にありますとおり、宮山の旭橋の北西250mほどのところにあります倉庫の西側の土地で、昭和44年頃から倉庫の出入口の土地として、倉庫と一体化して使用してきたとのことです。なお、当該地の立地基準は、市街化区域から連たんはしていませんが、近接をしていることなどにより、第2種農地にあたります。

現地には、8月21日に地区担当の石黒委員と、翌日22日に金子会長と共に調査に行っております。

会長：続いて、地区担当の石黒委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

4番：こちらは今までずっと倉庫敷地と思っていたところが、そうでなかったということなので、驚いているのですが、現状といたしましては、全て舗装されております。

会長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

7番：昭和44年という線引き前ですから、こういう区別の意識がなかったのでしょうか。

事務局：そうかもしれませんが、この頃は線引き前の、いわゆる駆け込みの転用申請がかなり多くありまして、申請漏れなのかもしれません。

会長：他にありませんでしょうか。

(委員より意見、質問なし)

会長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号26号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長：では全員賛成ですので、議案番号26号は原案のとおり非農地証明書を交付することに決定いたします。

続いて、議案番号27号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号27号を朗読)

当該地は、位置図にありますとおり、中倉見の交差点から南200mほどのところを西に入った所があり、3筆とも昭和60年頃より駐車場として整地し、使用してきたとのことです。なお、当該地の立地基準は、市街化区域から連たんしていることから、第3種農地にあたります。

現地には、8月21日に地区担当の栗田委員と、翌日22日に金子会長と共に調査に行っております。

会長：続いて、地区担当の栗田委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1番：本件につきましては、8月21日に現地調査に行っております。本人による経過書には、昭和60年頃からとありましたが、現場の状況から、もっと以前から駐車場として利用されておりました。現状は立派な駐車場になっておりまして、これを農地に復元するのは不可能と思われます。非農地証明書の交付は妥当かと思われます。

会長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号27号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長：では全員賛成ですので、議案番号27号は原案のとおり非農地証明書を交付することに決定いたします。

| | |
|----|--|
| | <p>次に、日程第4、農地造成工事施工承認願について、議案番号28号から30号は、同一地区ですので、3件一括して上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号28～30号を朗読)</p> <p>位置図にありますとおり、この3件は岡田の農用区域にある田で、前々回の定例総会で農地造成の承認を受けた農地の隣接地等であります。施工業者も同じ業者です。</p> <p>会長：続いて、地区担当の木村委員から、現地調査等の補足説明をお願いします。</p> <p>7番：この農地の北側の部分は既に農地造成が終わっております。土はコンビニの向かいの角から入るということで、前回敷いてあった鉄板はありませんが、今回は必要ないとのこと。特に問題はありません。</p> <p>会長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(委員より意見、質問なし)</p> <p>会長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号28号から30号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>会長：では全員賛成ですので、議案番号28号から30号は原案のとおり許可証を交付することに決定いたします。</p> <p>次に、日程第5、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告番号50号の1件、日程第6、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について、報告番号51号から54号の4件、日程第7、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、報告番号55号から65号の11件、以上、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(報告番号50～65号を朗読)</p> <p>いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。</p> <p>会長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>7番：報告番号の63号と64号は、なぜ一括で届出をしなかったのでしょうか。</p> <p>事務局：転用の用途が、63号は分譲の住宅地として、64号は自宅の庭敷地としてとのこと。</p> <p>会長：他にありませんでしょうか。</p> <p>(委員より意見、質問なし)</p> <p>会長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたことといたします。</p> <p>最後に、その他として、審議事項はありますか。</p> <p>(特になし)</p> <p>会長：では、以上をもって、平成24年第8回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p> |
| 資料 | 1. 平成24年第8回定例総会議案及び位置図 |

議事録署名人(5番) 藤井 彰 議事録署名人(6番) 脇 文 亮

本議事録は、平成24年9月26日、承認・署名を得て確定しました。